

駒木自治会 会則

駒木自治会

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、駒木自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、駒木地区内に居住する世帯を会員として組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の繁栄と親睦を図り、明るい文化の街を造り、会員の福祉増進と地区全般の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 環境、防火防犯に関すること
- 2 所轄官公署との行政連絡及び会員各位の各種伝達
- 3 自治会運営の一環として、簡易保険団体支払制度を利用する
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長（兼務可） 3名
- 3 会計（兼務可） 2名
- 4 書 記 2名
- 5 監 査 2名
- 6 理 事 若干名
- 7 審議員 若干名
- 8 相談役 若干名

ただし、審議員・相談役は、役員の推薦を得て、会長が委託する。

(役員を選出)

第6条 毎年1月から2月にかけて、自治会だよりにより、会員からの役員立

候補を募り、総会において承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会は一切の会務を代表統括し、班長会、役員会の議事を司る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 3 会計は、会計一切の収支を明らかにし保管する。
- 4 監査は、本会の経理を監査し、結果を総会において報告する。
- 5 書記は、本会会議の議事録の作成、関係資料の整理を行う。
- 6 理事は、会務を分担し、会長、副会長を補佐する。
- 7 審議員は、付託された会務を遂行し、その結果を本会議に報告する。
- 8 相談役は、会長招請に応じて、本会会議に出席し、相談助言を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。

ただし、会長について在職数年を目途に円滑に移行する。また、役員の後任補充の場合は前任者の残任期間とする。

第4章 運 営

(運営)

第9条 本会の運営を円滑に行うため、会長は、総会の承認を得て自治会内に地域ごとに班を設定する。

第10条 会員は、第9条により班長及び副班長を選出し、これを会長に報告する。

第11条 班長は、班の代表となり、会の目的達成のため会の運営に協力する。副班長は、班長を補佐し、班長事故あるときはこれを代行する。

第5章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会並びに班長会、役員会とし、会議招集は会長がこれを行う。

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は4月中に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第14条 総会は、次の事項を決定する。

- 1 役員の仕事または選出
- 2 予算、決算及び会計監査の承認
- 3 規約の変更
- 4 事業計画及び事業報告の承認

5 その他重要事項

第15条 総会の議長は、出席した会員の中から互選又は推薦によって選出する。

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決定する。

第17条 役員会は、次の事項を決議する。

- 1 総会の付議事項決定
- 2 総会招集の決定
- 3 その他会長が必要と認める事項

第6章 会 計

(会計)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

第19条 本会の事業経費は、会費、寄付金をその他によって賄う。

第20条 本会の会費は、総会において決定する。

第21条 本会の会費は、毎月班長が集金する。

第22条 役員には手当を支給する。ただし、審議員、相談役については役員会で決定する。

(附則)

1 本会則に規定のない事項は、役員会において決定する。

2 本自治会に事務員1名を置き、手当を支給する。

本会則は、昭和55年5月1日より施行する。

平成14年4月21日 保険業務改定

平成16年4月18日 会則一部見直し